

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 中国（広島）厚生年金 事案 2910

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月30日から同年5月1日まで

昭和56年4月末頃にB社から同社の関連会社のA社に出向したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び申立期間に係る給与支払明細書により、申立人は、申立期間において同社に勤務し（昭和56年4月30日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日について、社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（鳥取）厚生年金 事案 2911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月14日は13万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は27万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日  
② 平成15年8月12日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年8月11日  
⑤ 平成16年12月21日

私がA社に勤務していた時の平成15年7月、同年8月、同年12月、16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の給与計算を担当していた社会保険労務士から提出された申立期間①から⑤まで（以下「申立期間」という。）に係る賞与台帳及び申立人の取引銀行から提出された申立人の普通預金元帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与台帳において確認できる賞与支給額から、平成15年7月14日は13万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は27万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ていることを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（岡山）国民年金 事案 1465

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から同年12月までのうち1か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成元年8月から同年12月までのうち1か月  
私は、国民年金に加入した時期及び手続についての明確な記憶は無いが、送られてきた納付書により、国民年金保険料1か月分をA社会保険事務所（当時）で納付した明確な記憶があるのに、その保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びB市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月頃に職権適用により払い出されたことが確認できることから、申立期間当時、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったが、同名簿に申立期間の保険料が納付された記録は無い。

また、申立人は、社会保険事務所から届いた納付書により、申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所で納付したと主張していることから、申立てに係る保険料は過年度保険料であったとみられるが、申立人の納付月や納付時期等についての記憶は明確ではなく、具体的な納付状況が不明である。

さらに、住民票によれば、申立人は、継続してB市に住所を有しており、転出等の記録は確認できないことから、同市が申立人に対して複数の国民年金手帳記号番号を払い出したとは考え難い上、オンライン記録による氏名検索によっても、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（広島）厚生年金 事案 2912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 11 月 14 日から 37 年 2 月 5 日まで  
③ 昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 4 月 19 日まで

年金事務所の記録では、私が勤務していたA社、B社及びC社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記録になっているが、私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名が、同社を退職した約2年後の昭和42年4月14日に旧姓から婚姻後の新姓に氏名変更されていることが記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年4月21日に支給決定されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金の請求に伴って氏名変更手続を行ったと考えることが自然である。

また、上記の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 中国（鳥取）厚生年金 事案 2913

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 1 日から 40 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 40 年 5 月 21 日から 41 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 1 月頃から 41 年 11 月末まで A 社に勤務していたにもかかわらず、そのうち 4 か月しか厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社において、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、当該期間において、同事業所に勤務していた可能性がある。

しかしながら、A 社は、昭和 41 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②に係る同事業所における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が昭和 40 年 1 月 4 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 21 日に同資格を喪失したことが記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、同原票には、同年 6 月 11 日に申立人の健康保険被保険者証が返納された記録もある。

さらに、申立人の A 社に係る雇用保険被保険者記録には、資格取得年月日が昭和 40 年 1 月 4 日、離職年月日が同年 5 月 20 日と記録されている。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。